

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

 :令和 6年 6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	身体介護の①～④に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	① 20分未満	069単位	-1/100	-1/100	所要時間が20分から定算して25分を明すこと+69単位(99単位を限度)	×200/100	特定事業所加算 +20/100	特定事業所加算 +10/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	② 20分以上30分未満	044単位											
	③ 30分以上1時間未満	087単位											
	④ 1時間以上	667単位(30分を明すこと+82単位)											
ロ 生活援助	① 20分以上45分未満	079単位											
	② 45分以上	020単位											
ハ 通院等乗降介助	0回につき 97単位												
ニ 初回加算		0月につき +200単位											
ホ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算(1)	0月につき +100単位											
	② 生活機能向上連携加算(2)	0月につき +200単位											
ヘ 口腔連携強化加算		0回につき +50単位(0月に1回を限度)											
ト 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算(1)	0日につき +3単位											
	② 認知症専門ケア加算(2)	0日につき +4単位											
チ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(1)		注 所定単位数は、あらかじめ、本算定した単位数の合計									
		【月につき +所定単位数×245/1000】											
		(2) 介護職員等処遇改善加算(2)		【月につき +所定単位数×224/1000】									
		(3) 介護職員等処遇改善加算(3)		【月につき +所定単位数×182/1000】									
		(4) 介護職員等処遇改善加算(4)		【月につき +所定単位数×145/1000】									
		(5) 介護職員等処遇改善加算(5)		【月につき +所定単位数×291/1000】									
		(6) 介護職員等処遇改善加算(6)		【月につき +所定単位数×208/1000】									
		(7) 介護職員等処遇改善加算(7)		【月につき +所定単位数×200/1000】									
		(8) 介護職員等処遇改善加算(8)		【月につき +所定単位数×187/1000】									
		(9) 介護職員等処遇改善加算(9)		【月につき +所定単位数×184/1000】									
		(10) 介護職員等処遇改善加算(10)		【月につき +所定単位数×163/1000】									
		(11) 介護職員等処遇改善加算(11)		【月につき +所定単位数×163/1000】									
		(12) 介護職員等処遇改善加算(12)		【月につき +所定単位数×158/1000】									
		(13) 介護職員等処遇改善加算(13)		【月につき +所定単位数×142/1000】									
		(14) 介護職員等処遇改善加算(14)		【月につき +所定単位数×139/1000】									
		(15) 介護職員等処遇改善加算(15)		【月につき +所定単位数×121/1000】									
		(16) 介護職員等処遇改善加算(16)		【月につき +所定単位数×118/1000】									
		(17) 介護職員等処遇改善加算(17)		【月につき +所定単位数×100/1000】									
		(18) 介護職員等処遇改善加算(18)		【月につき +所定単位数×76/1000】									

注：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、支給限度基準額の算定の際、当該算算の単位数を算入

\* 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の① 20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

\* 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(1)については、令和7年(2)4月1日まで適用可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人 が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所501号 の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者20 人以上にサービ スを行う場合	注 特別地域訪問 入浴介護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 訪問入浴介護費	0回につき 1.266(単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100		+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 0月につき +200(単位)

ハ 認知症専門ケア加算 0日につき +3(単位)  
① 認知症専門ケア加算 (イ)  
0日につき +4(単位)  
② 認知症専門ケア加算 (ロ)

ニ 看取り連携体制加算 死亡日及び死亡日以前30日以下に限り回につき +6(単位)

ホ サービス提供体制強化加算  
① サービス提供体制強化加算 (イ) 0回につき +4(単位)  
② サービス提供体制強化加算 (ロ) 0回につき +3(単位)  
③ サービス提供体制強化加算 (ハ) 0回につき +12(単位)

イ 介護職員等処遇改善加算 (イ)	4月につき +所定単位数×100/1000	注 所定単位数は、イからオまでに算定した単位数の合計
ロ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	4月につき +所定単位数×94/1000	
ハ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)	4月につき +所定単位数×79/1000	
ニ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	4月につき +所定単位数×63/1000	
イ 介護職員等処遇改善加算 (イ)	4月につき +所定単位数×89/1000	
ロ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	4月につき +所定単位数×84/1000	
ハ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)	4月につき +所定単位数×83/1000	
ニ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	4月につき +所定単位数×78/1000	
イ 介護職員等処遇改善加算 (イ)	4月につき +所定単位数×73/1000	
ロ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	4月につき +所定単位数×67/1000	
ハ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)	4月につき +所定単位数×65/1000	
ニ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	4月につき +所定単位数×68/1000	
イ 介護職員等処遇改善加算 (イ)	4月につき +所定単位数×59/1000	
ロ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	4月につき +所定単位数×54/1000	
ハ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)	4月につき +所定単位数×52/1000	
ニ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	4月につき +所定単位数×48/1000	
イ 介護職員等処遇改善加算 (イ)	4月につき +所定単位数×44/1000	
ロ 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	4月につき +所定単位数×33/1000	

注：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、返付介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額単位の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算 (イ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
I. 単位数算定記号の説明  
+○○/単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
-○○/単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100  
-○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 特定訪問看護 サービスの場合	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満 ⑤ 算学療法上、作業療法上又は言語聴覚士の場合 ※ ①に⑤を加えて算定する場合は90/100	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満
ロ 病院又は診療所 の場合	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満	① 20分未満 週1日以上、20分以上の継続又は 看護職による訪問が行われる場合 ② 30分未満 ③ 30分以上 時間未満 ④ 時間以上 時間 30分未満
ハ 定期巡回 随時対応型訪問看護事業所 が提供する場合 【月につき 〇. 〇〇〇単位】	看護職による訪問がある 場合 × 98/100																	
ニ 初回加算	〇月につき + 300単位																	
ホ 退院時月別加算	〇月につき + 600単位																	
ヘ 看護 介護職員連携強化加算	〇月につき + 250単位																	
ト 看護体制強化加算 【及びの算定する場合のみ算定】	① 看護体制強化加算 〇月につき + 500単位 ② 看護体制強化加算 〇月につき + 200単位																	
チ 介護体制強化加算	〇月につき + 200単位																	
カ 介護体制強化加算	① 介護体制強化加算 〇月につき + 200単位 ② ハス算定する場合 〇月につき + 200単位																	

注： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、 〇-サービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 事業所同一建物を利用者は20人以上の同一建物利用者20人以上にサービス提供する場合、支給限度管理の対象外となる場合、当該算定項目の算定は、当該算定項目の算定数に算入  
 ※ 1月以内の算定日数(継続訪問看護)については、早期 夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できないものとする  
 ※ 算定項目の算定は、〇. 〇〇〇単位未満は切り上げ、〇. 〇〇〇単位未満は切り下げる。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注										
		高齢者居住の防止を図るための加算	要介護者がいる場合の加算	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	認知症高齢者に対するリハビリテーション加算	介護保険外加算	事業所の訪問リハビリテーション計画の作成に係る経費を行う場合（注）に該当する場合は加算しない。									
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 300単位	-1/100	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 1月につき +1800単位	事業所の訪問リハビリテーション計画の作成に係る経費を行う場合（注）に該当する場合は加算しない。	1日につき +500単位	事業所の訪問リハビリテーション計画の作成に係る経費を行う場合（注）に該当する場合は加算しない。									
	介護老人保健施設の場合												-1/100	事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	認知症高齢者に対するリハビリテーション加算	介護保険外加算	事業所の訪問リハビリテーション計画の作成に係る経費を行う場合（注）に該当する場合は加算しない。
	介護医療院の場合																				
ロ 巡回訪問リハビリテーション加算		+600単位（多量加算）																			
ハ 移行支援加算		（1日につき 170単位を加算）																			
ニ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算（ア） ② サービス提供体制強化加算（イ） ③ サービス提供体制強化加算（ロ） ④ サービス提供体制強化加算（ハ） ⑤ サービス提供体制強化加算（ニ） ⑥ サービス提供体制強化加算（ホ） ⑦ サービス提供体制強化加算（ヘ） ⑧ サービス提供体制強化加算（コ） ⑨ サービス提供体制強化加算（カ） ⑩ サービス提供体制強化加算（キ） ⑪ サービス提供体制強化加算（ク） ⑫ サービス提供体制強化加算（ケ） ⑬ サービス提供体制強化加算（コ） ⑭ サービス提供体制強化加算（カ） ⑮ サービス提供体制強化加算（キ） ⑯ サービス提供体制強化加算（ク） ⑰ サービス提供体制強化加算（ケ） ⑱ サービス提供体制強化加算（コ） ⑲ サービス提供体制強化加算（カ） ⑳ サービス提供体制強化加算（キ） ㉑ サービス提供体制強化加算（ク） ㉒ サービス提供体制強化加算（ケ） ㉓ サービス提供体制強化加算（コ） ㉔ サービス提供体制強化加算（カ） ㉕ サービス提供体制強化加算（キ） ㉖ サービス提供体制強化加算（ク） ㉗ サービス提供体制強化加算（ケ） ㉘ サービス提供体制強化加算（コ） ㉙ サービス提供体制強化加算（カ） ㉚ サービス提供体制強化加算（キ） ㉛ サービス提供体制強化加算（ク） ㉜ サービス提供体制強化加算（ケ） ㉝ サービス提供体制強化加算（コ） ㉞ サービス提供体制強化加算（カ） ㉟ サービス提供体制強化加算（キ） ㊱ サービス提供体制強化加算（ク） ㊲ サービス提供体制強化加算（ケ） ㊳ サービス提供体制強化加算（コ） ㊴ サービス提供体制強化加算（カ） ㊵ サービス提供体制強化加算（キ） ㊶ サービス提供体制強化加算（ク） ㊷ サービス提供体制強化加算（ケ） ㊸ サービス提供体制強化加算（コ） ㊹ サービス提供体制強化加算（カ） ㊺ サービス提供体制強化加算（キ） ㊻ サービス提供体制強化加算（ク） ㊼ サービス提供体制強化加算（ケ） ㊽ サービス提供体制強化加算（コ） ㊾ サービス提供体制強化加算（カ） ㊿ サービス提供体制強化加算（キ）																			
注：特別地域訪問リハビリテーション加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所が同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額管理の対象外の算定項目。算定単位は、当該算定項目の算定単位を指す。																					

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		特別地域居宅療養管理指導加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特別な薬剤が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に對して、当該薬剤の使用に關する必要な薬学的管理指導を行った場合	在宅用医薬品供給体制強化加算	在宅用医薬品供給体制強化加算	
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	① 居宅療養管理指導費（イ） （②以外）	+15/100	+10/100	+5/100	+100単位	+250単位	+120単位	
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 ③ ①及び②以外の場合	+15/100	+10/100	+5/100	+100単位	+250単位	+120単位	
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
ハ 薬剤師が行う場合	① 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度） ② 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度） ③ 情報通信機器を用いて行う場合 （月4回を限度）	+15/100	+10/100	+5/100	+100単位	+250単位	+120単位	
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	① 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合 ② 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	+15/100	+10/100	+5/100	+100単位	+250単位	+120単位	
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	① 単一建物居住者1人に対して行う場合 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 ③ ①及び②以外の場合	+15/100	+10/100	+5/100	+100単位	+250単位	+120単位	
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合
								（イ）単一建物居住者1人に対して行う場合 （ロ）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 （ハ）（イ）及び（ロ）以外の場合

※ ハ、ロ、ホ（イ）（ロ）（ハ）に於いて、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及びがん不全状態などで（施設）に緊急入院する患者については、週2回かつ月8回を算定できる。  
 ※ ニに於いて、計画的な医学管理を行っている施設が、当該利用者の必要性等により、原則、1回以上の必要管理を行う必要がある場合は、当該施設の日600時間を超えて、1日3回を算定できる。  
 ※ ホに於いて、がん末期の患者については、1日8回を算定できる。





基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
病院又は診療所の 場合	1) 1時間以上 2時間未満	1) 207 単位																								
		2) 288 単位																								
	2) 2時間以上 3時間未満	3) 415 単位																								
		4) 445 単位																								
	3) 3時間以上 4時間未満	5) 475 単位																								
		6) 510 単位																								
	4) 4時間以上 5時間未満	7) 545 単位																								
		8) 585 単位																								
	5) 5時間以上 6時間未満	9) 625 単位																								
		10) 670 単位																								
	6) 6時間以上 7時間未満	11) 715 単位																								
		12) 765 単位																								
	7) 7時間以上 8時間未満	13) 820 単位																								
		14) 875 単位																								
8) 8時間以上 9時間未満	15) 940 単位																									
	16) 1000 単位																									
9) 9時間以上 10時間未満	17) 1065 単位																									
	18) 1135 単位																									
10) 10時間以上 11時間未満	19) 1210 単位																									
	20) 1290 単位																									
11) 11時間以上 12時間未満	21) 1375 単位																									
	22) 1465 単位																									
12) 12時間以上 13時間未満	23) 1560 単位																									
	24) 1660 単位																									
13) 13時間以上 14時間未満	25) 1765 単位																									
	26) 1875 単位																									
14) 14時間以上 15時間未満	27) 1990 単位																									
	28) 2110 単位																									
15) 15時間以上 16時間未満	29) 2235 単位																									
	30) 2365 単位																									
16) 16時間以上 17時間未満	31) 2500 単位																									
	32) 2640 単位																									
17) 17時間以上 18時間未満	33) 2785 単位																									
	34) 2935 単位																									
18) 18時間以上 19時間未満	35) 3090 単位																									
	36) 3250 単位																									
19) 19時間以上 20時間未満	37) 3415 単位																									
	38) 3585 単位																									
20) 20時間以上 21時間未満	39) 3760 単位																									
	40) 3940 単位																									
21) 21時間以上 22時間未満	41) 4125 単位																									
	42) 4315 単位																									
22) 22時間以上 23時間未満	43) 4510 単位																									
	44) 4710 単位																									
23) 23時間以上 24時間未満	45) 4915 単位																									
	46) 5125 単位																									
24) 24時間以上 25時間未満	47) 5340 単位																									
	48) 5560 単位																									
25) 25時間以上 26時間未満	49) 5785 単位																									
	50) 6015 単位																									
26) 26時間以上 27時間未満	51) 6250 単位																									
	52) 6490 単位																									
27) 27時間以上 28時間未満	53) 6735 単位																									
	54) 6985 単位																									
28) 28時間以上 29時間未満	55) 7240 単位																									
	56) 7495 単位																									
29) 29時間以上 30時間未満	57) 7755 単位																									
	58) 8020 単位																									
30) 30時間以上 31時間未満	59) 8285 単位																									
	60) 8555 単位																									











ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
Q 診療所短期入所療養介護費 【日につき】	イ 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	療養介護1 ( 705 単位)	× 70 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	診療所設置基準 減額 日につき - 60単位	日につき - 29単位	日につき + 200単位 (日額を算定)	日につき + 90単位 のほかに 付いた 事由が ある場合は 14 (日額を算定)	日につき + 120単位	片道につき + 184単位	注
		療養介護2 ( 756 単位)											
		療養介護3 ( 806 単位)											
		療養介護4 ( 857 単位)											
		療養介護5 ( 908 単位)											
		療養介護2 ( 732 単位)											
		療養介護3 ( 786 単位)											
		療養介護4 ( 839 単位)											
		療養介護5 ( 893 単位)											
		療養介護1 ( 946 単位)											
		療養介護2 ( 775 単位)											
		療養介護3 ( 723 単位)											
	療養介護4 ( 879 単位)												
	療養介護5 ( 932 単位)												
	療養介護1 ( 813 単位)												
	療養介護2 ( 864 単位)												
	療養介護3 ( 916 単位)												
	療養介護4 ( 965 単位)												
	療養介護5 ( 1,016 単位)												
	療養介護1 ( 847 単位)												
	療養介護2 ( 901 単位)												
	療養介護3 ( 954 単位)												
	療養介護4 ( 1,006 単位)												
	療養介護5 ( 1,059 単位)												
療養介護1 ( 835 単位)													
療養介護2 ( 888 単位)													
療養介護3 ( 941 単位)													
療養介護4 ( 992 単位)													
療養介護5 ( 1,045 単位)													
療養介護1 ( 624 単位)													
療養介護2 ( 670 単位)													
療養介護3 ( 715 単位)													
療養介護4 ( 762 単位)													
療養介護5 ( 807 単位)													
療養介護1 ( 734 単位)													
療養介護2 ( 779 単位)													
療養介護3 ( 825 単位)													
療養介護4 ( 871 単位)													
療養介護5 ( 917 単位)													
療養介護1 ( 835 単位)													
療養介護2 ( 887 単位)													
療養介護3 ( 937 単位)													
療養介護4 ( 988 単位)													
療養介護5 ( 1,039 単位)													
療養介護1 ( 864 単位)													
療養介護2 ( 918 単位)													
療養介護3 ( 970 単位)													
療養介護4 ( 1,022 単位)													
療養介護5 ( 1,076 単位)													
療養介護1 ( 854 単位)													
療養介護2 ( 907 単位)													
療養介護3 ( 959 単位)													
療養介護4 ( 1,010 単位)													
療養介護5 ( 1,062 単位)													
療養介護1 ( 854 単位)													
療養介護2 ( 907 単位)													
療養介護3 ( 959 単位)													
療養介護4 ( 1,010 単位)													
療養介護5 ( 1,062 単位)													
特定診療所短期入所療養介護費	イ) 2時間以上 4時間未満 ( 684 単位)	× 97 / 100											
ロ) 4時間以上 6時間未満 ( 948 単位)													
ハ) 6時間以上 8時間未満 ( 1,216 単位)													
Q 介護予防強化加算	0日につき 509単位を算定 (日額を算定)												
Q 療養加算	0日につき 891単位を算定 (日につき 39単位を算定)												
Q 認知症専門ケア加算	イ) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (日につき 39単位を算定) ロ) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (日につき 49単位を算定)												
Q 特定診療費	イ) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (日につき 109単位を算定) ロ) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (日につき 109単位を算定)												
Q サービスマネジメント強化加算	イ) サービスマネジメント強化加算(Ⅰ) (日につき 29単位を算定) ロ) サービスマネジメント強化加算(Ⅱ) (日につき 189単位を算定) ハ) サービスマネジメント強化加算(Ⅲ) (日につき 69単位を算定)												
Q 介護職員等特別処遇改善加算	イ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅰ) (日につき 33 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅱ) (日につき 37 / 1000) ハ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅲ) (日につき 36 / 1000) ニ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅳ) (日につき 29 / 1000) ホ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅴ) (日につき 46 / 1000) ヘ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅵ) (日につき 44 / 1000) ト) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅶ) (日につき 47 / 1000) チ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 40 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 39 / 1000) ル) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 35 / 1000) レ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 31 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 31 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 30 / 1000) ル) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 24 / 1000) レ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 26 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 20 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 15 / 1000)												
Q 介護職員等特別処遇改善加算	イ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅰ) (日につき 33 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅱ) (日につき 37 / 1000) ハ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅲ) (日につき 36 / 1000) ニ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅳ) (日につき 29 / 1000) ホ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅴ) (日につき 46 / 1000) ヘ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅵ) (日につき 44 / 1000) ト) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅶ) (日につき 47 / 1000) チ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 40 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 39 / 1000) ル) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 35 / 1000) レ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 31 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 31 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 30 / 1000) ル) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 24 / 1000) レ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 26 / 1000) ロ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 20 / 1000) リ) 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ) (日につき 15 / 1000)												

※ 特定診療費、サービスマネジメント強化加算、介護職員等特別処遇改善加算は、支援医療新管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未実施減算については、感傷的の発及び人権の停止のため減算の要請及び非常災害に関する具体的計画の策定が行われている場合は、令和7年3月31日まで適用しない。  
 ※ 介護職員等特別処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで適用する。





II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所は同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算	
イ 居宅介護支援費 (0月につき)	①居宅介護支援費 (1)	(-) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 1,086単位)	- 1/100	- 1/100	× 95/100	運営基準減算の場合) × 50/100 運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	1月につき - 200単位
		要介護3・4・5 ( 1,411単位)									
		(C) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 544単位)								
			要介護3・4・5 ( 704単位)								
		(E) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 326単位)								
			要介護3・4・5 ( 422単位)								
	②居宅介護支援費 (1)	(-) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 1,086単位)								
		要介護3・4・5 ( 1,411単位)									
		(C) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 527単位)								
			要介護3・4・5 ( 683単位)								
		(E) 居宅介護支援費 (1)	要介護1・2 ( 316単位)								
			要介護3・4・5 ( 410単位)								
ロ 初回加算			0月につき + 300単位)								
ハ 特定事業所加算	① 特定事業所加算 (1)	0月につき + 519単位)									
	② 特定事業所加算 (1)	0月につき + 421単位)									
	③ 特定事業所加算 (1)	0月につき + 323単位)									
	④ 特定事業所加算 (1)	0月につき + 114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算			0月につき + 125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	① 入院時情報連携加算 (1)	0月につき + 250単位)									
	② 入院時情報連携加算 (1)	0月につき + 200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	① 退院・退所加算 (1)イ	+ 450単位)									
	② 退院・退所加算 (1)ロ	+ 600単位)									
	③ 退院・退所加算 (1)イ	+ 600単位)									
	④ 退院・退所加算 (1)ロ	+ 750単位)									
	⑤ 退院・退所加算 (1)	+ 900単位)									
ト 退院時情報連携加算			0月につき + 50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算			0月に2回を限度に + 200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算			死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 + 400単位)								

※ 居宅介護支援費 (1) については、介護支援専門員1人当たり取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については (1) を、60件以上の部分については (1) を算定する。  
 ※ 居宅介護支援費 (1) については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員等の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たり取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については (1) を、60件以上の部分については (1) を算定する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。







注 特別費				
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	0月につき 27単位を加算		
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	0月につき 57単位を加算		
ハ 初期加算	① 初期加算(Ⅰ)	0月につき 60単位を加算		
	② 初期加算(Ⅱ)	0月につき 30単位を加算		
ニ 退院時支援等加算 Ⅱ-2		0月につき 101単位を超過して700単位を加算		患者等が退院準備が完了しない場合は、算定しない。
ホ 再入所不安定加算 Ⅱ-2		0月につき 210単位を超過して200単位を加算		患者等が退院準備が完了しない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算 Ⅱ Ⅱ-2	在宅療養移行の場合	0月につき 450単位を加算		入所前から入所者の自宅等を訪問して退院を念頭に、在宅ケアの一環としての訪問看護方針が決定されている場合に算定
	在宅療養移行の場合	0月につき 450単位を加算		
	在宅療養移行の場合	0月につき 480単位を加算		入所前から入所者の自宅等を訪問して退院を念頭に、在宅ケアの一環としての訪問看護方針が決定されている場合は、生活機能の改善日数及び退院後も継続的な支援が実施されている場合に算定
	在宅療養移行の場合	0月につき 480単位を加算		
ヘ 退院時等支援加算 Ⅱ-2	イ 退院時等支援加算(Ⅰ)	400単位		退院時等支援加算(Ⅰ)を認めると入所者が退院する場合には、当該入所者及び介護等に対して退院後の療養上の指導を行う場合
	ロ 退院時等支援加算(Ⅱ)	500単位		退院時等支援加算(Ⅱ)を認めると入所者の退院等に際して、当該入所者の退院準備、心身の状況、生活等に関する情報を提供する場合
	ハ 退院時等支援加算(Ⅲ)	500単位		退院時等支援加算(Ⅲ)を認めると退院後訪問看護に人員が関与し、当該訪問看護に対して、入所者の心身の状況、生活等に関する情報を提供する場合
	ニ 退院時等支援加算(Ⅳ)	400単位		退院時等支援加算(Ⅳ)を認めると退院前から退院後、情報提供とケア調整を行う場合
コ 協力診療連携加算	① 施設・診療科を併行して診療を実施する場合	0月につき 50単位を加算		令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	② 上記以外の協力診療連携している場合	0月につき 50単位を加算		
ク 在宅ケアシステム加算		0月につき 11単位を加算		患者等が退院準備が完了しない場合は、算定しない。
ク 経口摂取加算 Ⅱ-2		0月につき 28単位を加算		患者等が退院準備が完了しない場合は、算定しない。
ク 経口摂取加算 Ⅱ-2	① 経口摂取加算(Ⅰ)	0月につき 400単位を加算		退院時等支援加算(Ⅰ)を認めると、当該退院時等支援加算(Ⅰ)を算定しない場合は、算定しない。
	② 経口摂取加算(Ⅱ)	0月につき 100単位を加算		経口摂取加算(Ⅱ)を算定しない場合は、算定しない。
ク 口腔衛生管理加算 Ⅱ-2	① 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	0月につき 90単位を加算		
	② 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	0月につき 110単位を加算		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを行う30分以上、当該入所者は基本的な口腔ケアにて、介護職員に対し、具体的な指導および指導を行う場合
ク 療養加算		0月につき (療養加算) 41に(療養加算)		
ク 在宅療養支援看護加算		療養加算(Ⅰ)を認めると0月につき 100単位を加算		
ク カカウマ連携療養看護加算 Ⅱ-2	① カカウマ連携療養看護加算(Ⅰ)	0月につき 140単位を加算		
	② カカウマ連携療養看護加算(Ⅱ)	0月につき 700単位を加算		
	③ カカウマ連携療養看護加算(Ⅲ)	0月につき 240単位を加算		
	④ カカウマ連携療養看護加算(Ⅳ)	0月につき 100単位を加算		
ク 緊急時施設等費	① 緊急時施設等費	0月につき 518単位を算定		
	② 特定診療	0月につき 518単位を算定		
ク 所定医療施設等費 Ⅱ-2	① 所定医療施設等費(Ⅰ)	0月につき 239単位を算定		
	② 所定医療施設等費(Ⅱ)	0月につき 480単位を算定		
ク 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	0月につき 38単位を算定		
ク 認知症チームケア推進加算	① 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	0月につき 150単位を算定		
	② 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	0月につき 120単位を算定		
ク 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養加算(Ⅰ)の場合	0月につき 200単位を算定		
	療養加算(Ⅱ)の場合	0月につき 200単位を算定		
ク フォロワーシップメンタル(認知症)看護加算 Ⅱ-2	① フォロワーシップメンタル(認知症)看護加算(Ⅰ)	0月につき 53単位を算定		
	② フォロワーシップメンタル(認知症)看護加算(Ⅱ)	0月につき 35単位を算定		
ク 療養マシジン加算 Ⅱ-2	① 療養マシジン加算(Ⅰ)	0月につき 38単位を算定		
	② 療養マシジン加算(Ⅱ)	0月につき 130単位を算定		
ク 集中ケア加算 Ⅱ-2	① 集中ケア加算(Ⅰ)	0月につき 100単位を算定		
	② 集中ケア加算(Ⅱ)	0月につき 180単位を算定		
	③ 集中ケア加算(Ⅲ)	0月につき 200単位を算定		
ク 自立支援促進加算 Ⅱ-2		0月につき 300単位を算定		
ク 科学的介護推進加算 Ⅱ-2	① 科学的介護推進加算(Ⅰ)	0月につき 40単位を算定		
	② 科学的介護推進加算(Ⅱ)	0月につき 60単位を算定		
ク 安全対策加算 Ⅱ-2		0月につき 20単位を算定		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	0月につき 100単位を算定		
	② 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	0月につき 200単位を算定		
ク 新興感染症等施設等費		0月に1回、継続する場合は0月につき 240単位を算定		
ク 生活性向上推進加算 Ⅱ-2	① 生活性向上推進加算(Ⅰ)	0月につき 100単位を算定		
	② 生活性向上推進加算(Ⅱ)	0月につき 100単位を算定		
ク サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0月につき 22単位を算定		
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0月につき 180単位を算定		
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	0月につき 60単位を算定		
	④ サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	0月につき 22単位を算定		
	⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	0月につき 22単位を算定		
	⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	0月につき 22単位を算定		
	⑦ サービス提供体制強化加算(Ⅶ)	0月につき 22単位を算定		
	⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑨ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑩ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑪ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑫ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑬ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑮ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑯ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑰ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑱ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑲ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	⑳ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉑ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉒ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉓ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉔ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉕ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉖ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉗ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉘ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉙ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉚ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉛ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉜ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉝ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉞ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㉟ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊱ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊲ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊳ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊴ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊵ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊶ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊷ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊸ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊹ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊺ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊻ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊼ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊽ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊾ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		
	㊿ サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	0月につき 22単位を算定		

※ PT・OTによる人員配置調整を要する場合には、初期集中リハビリテーション実施加算、認知症初期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ 療養及び 療養加算 2項の場合は、※②を適用しない。  
 ※ 業務開始計画未確定決算については、感染症予防及び介護人等への感染防止の観点及び非常事態に際する具体的評価の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。  
 ※ 業務開始計画未確定決算については、感染症予防及び介護人等への感染防止の観点及び非常事態に際する具体的評価の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																	
				改修を行う施設の 維持費を標準を 満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員に達 しない場合	医師、薬剤師、看 護士、介護職員、 介護支援等 員は当該施設に 配置しない場合	看護職員以外の 定員に達しない 場合	労働のユニットが 20/100未満に 配置していない 場合	身体拘束禁止未 実施	安全管理体制未 実施	高齢者虐待防止 措置未実施	業務継続計画未 実施	栄養管理の標準 を満たさない場合	介護職員の標準 を満たさない場合	介護職員の標準 を満たさない場合	夜勤を行う施設の 勤務条件に関する 標準の区分による 加算	若年性認知症人 所居受入加算																		
イ	I型 介護医療院 サービス費 (日につき)	① I型 介護医療院 サービス費 Ⅰ)	イ) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 721 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 1,070 単位) 要介護4 ( 1,172 単位) 要介護5 ( 1,263 単位)	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100																
			ロ) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 833 単位) 要介護2 ( 943 単位) 要介護3 ( 1,182 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,375 単位)																															
			ハ) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 711 単位) 要介護2 ( 820 単位) 要介護3 ( 1,055 単位) 要介護4 ( 1,155 単位) 要介護5 ( 1,245 単位)																															
		ニ) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 930 単位) 要介護3 ( 1,165 単位) 要介護4 ( 1,264 単位) 要介護5 ( 1,355 単位)																																
		ヘ) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 804 単位) 要介護2 ( 1,039 単位) 要介護3 ( 1,138 単位) 要介護4 ( 1,238 単位) 要介護5 ( 1,228 単位)																																
		ト) I型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 895 単位) 要介護2 ( 914 単位) 要介護3 ( 1,148 単位) 要介護4 ( 1,248 単位) 要介護5 ( 1,338 単位)																																
	ロ	II型 介護医療院 サービス費 (日につき)	① II型 介護医療院 サービス費 Ⅰ)	イ) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>																要介護1 ( 675 単位) 要介護2 ( 771 単位) 要介護3 ( 981 単位) 要介護4 ( 1,089 単位) 要介護5 ( 1,149 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100
				ロ) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>																要介護1 ( 786 単位) 要介護2 ( 883 単位) 要介護3 ( 1,092 単位) 要介護4 ( 1,181 単位) 要介護5 ( 1,261 単位)															
				ハ) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>																要介護1 ( 659 単位) 要介護2 ( 755 単位) 要介護3 ( 963 単位) 要介護4 ( 1,053 単位) 要介護5 ( 1,133 単位)															
		ニ) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 867 単位) 要介護3 ( 1,075 単位) 要介護4 ( 1,165 単位) 要介護5 ( 1,245 単位)																																
		ヘ) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 648 単位) 要介護2 ( 743 単位) 要介護3 ( 952 単位) 要介護4 ( 1,042 単位) 要介護5 ( 1,121 単位)																																
		ト) II型介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 759 単位) 要介護2 ( 855 単位) 要介護3 ( 1,064 単位) 要介護4 ( 1,154 単位) 要介護5 ( 1,234 単位)																																
ハ	特別 介護医療院 サービス費 (日につき)	① I型特別 介護医療院 サービス費	イ) I型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 661 単位) 要介護2 ( 763 単位) 要介護3 ( 988 単位) 要介護4 ( 1,081 単位) 要介護5 ( 1,168 単位)	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100																
			ロ) I型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 764 単位) 要介護2 ( 869 単位) 要介護3 ( 1,081 単位) 要介護4 ( 1,186 単位) 要介護5 ( 1,274 単位)																															
			ハ) I型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 614 単位) 要介護2 ( 707 単位) 要介護3 ( 905 単位) 要介護4 ( 991 単位) 要介護5 ( 1,086 単位)																															
	ニ) II型特別 介護医療院 サービス費	要介護1 ( 721 単位) 要介護2 ( 814 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,096 単位) 要介護5 ( 1,172 単位)																																	
	ヘ) II型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,199 単位) 要介護4 ( 1,300 単位) 要介護5 ( 1,392 単位)																																	
	ト) II型特別介護医療院 サービス費 Ⅰ) <多床室>	要介護1 ( 850 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,199 単位) 要介護4 ( 1,300 単位) 要介護5 ( 1,392 単位)																																	
ニ	ユニット 型I型 介護医療院 サービス費 (日につき)	① ユニット 型I型介護 医療院 サービス費 Ⅰ)	イ) ユニット型I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 840 単位) 要介護2 ( 948 単位) 要介護3 ( 1,184 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,374 単位)																× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	
			ロ) 経過的ユニット型I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 840 単位) 要介護2 ( 948 単位) 要介護3 ( 1,184 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,374 単位)																															
			ハ) ユニット型I型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 840 単位) 要介護2 ( 948 単位) 要介護3 ( 1,184 単位) 要介護4 ( 1,283 単位) 要介護5 ( 1,374 単位)																															
	ニ) ユニット型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,267 単位) 要介護5 ( 1,353 単位)																																	
	ヘ) ユニット型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,267 単位) 要介護5 ( 1,353 単位)																																	
	ト) 経過的ユニット型II型 介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 849 単位) 要介護2 ( 951 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,267 単位) 要介護5 ( 1,353 単位)																																	
ホ	ユニット 型II型 介護医療院 サービス費 (日につき)	① ユニット 型II型特別 介護医療院 サービス費	イ) ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 1,126 単位) 要介護4 ( 1,220 単位) 要介護5 ( 1,304 単位)	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100	× 90/100																
			ロ) 経過的ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 798 単位) 要介護2 ( 901 単位) 要介護3 ( 1,126 単位) 要介護4 ( 1,220 単位) 要介護5 ( 1,304 単位)																															
			ハ) ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																															
	ニ) ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																																	
	ヘ) ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																																	
	ト) 経過的ユニット型II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット個室室的 多床室>	要介護1 ( 808 単位) 要介護2 ( 904 単位) 要介護3 ( 1,114 単位) 要介護4 ( 1,205 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)																																	

注 外泊時費用	人前者に対して自宅における外泊を認めた場合、1月に6日名額度として所定単位数に代えて1日につき36単位数を算定							
注 試行的退所サービス費	人前者に対して自宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日名額度として1日につき80単位数を算定							
注 他科受診時費用	人前者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日名額度として所定単位数に代えて1日につき36単位数を算定							
ト 初期加算	【日につき 30単位数】							
チ 退所時栄養情報連携加算 ㉔②	0月につき1回名額度として70単位数加算 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。							
リ 再入所時栄養連携加算 ㉔②	0月につき1回名額度として200単位数加算 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。							
又 退所時指導等加算 ㉔②	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(-) 退所時指導加算</td> <td>ア 退所前訪問指導加算 入所中1回 又は2回)名額度にて、460単位数を算定</td> <td rowspan="5">注 人前者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活態等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活態等を提供した場合 注 住宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> <tr> <td>ビ 退所後訪問指導加算 退所後1回名額度にて、460単位数を算定</td> </tr> <tr> <td>シ 退所時指導加算 0月につき 400単位数</td> </tr> <tr> <td>ス 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算 ㉔① 0月につき 600単位数</td> </tr> <tr> <td>セ 退所前連携加算 0月につき 600単位数</td> </tr> </table>	(-) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算 入所中1回 又は2回)名額度にて、460単位数を算定	注 人前者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活態等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活態等を提供した場合 注 住宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	ビ 退所後訪問指導加算 退所後1回名額度にて、460単位数を算定	シ 退所時指導加算 0月につき 400単位数	ス 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算 ㉔① 0月につき 600単位数	セ 退所前連携加算 0月につき 600単位数
(-) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算 入所中1回 又は2回)名額度にて、460単位数を算定		注 人前者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活態等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活態等を提供した場合 注 住宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合					
	ビ 退所後訪問指導加算 退所後1回名額度にて、460単位数を算定							
	シ 退所時指導加算 0月につき 400単位数							
	ス 退所時情報提供加算 退所時情報提供加算 ㉔① 0月につき 600単位数							
	セ 退所前連携加算 0月につき 600単位数							
ル 協力医療機関連携加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0月につき 500単位数加算</td> <td>㉑ 相談 診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合</td> <td rowspan="2">注 令和7年3月31日までの期は100単位数を算定</td> </tr> <tr> <td>㉒ 上記以外の協力医療機関と連携している場合</td> </tr> </table>	0月につき 500単位数加算	㉑ 相談 診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	注 令和7年3月31日までの期は100単位数を算定	㉒ 上記以外の協力医療機関と連携している場合			
0月につき 500単位数加算	㉑ 相談 診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合		注 令和7年3月31日までの期は100単位数を算定					
	㉒ 上記以外の協力医療機関と連携している場合							
ヲ 栄養マネジメント強化加算	0日につき 1単位数加算 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。							
ワ 経口移行加算 ㉔②	【日につき 280単位数加算】 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。							
カ 経口維持加算 ㉔②	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">0月につき 400単位数加算</td> <td>(-) 経口維持加算 ㉔①</td> <td rowspan="3">注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。</td> </tr> <tr> <td>(-) 経口維持加算 ㉔②</td> </tr> <tr> <td>(-) 経口維持加算 ㉔③</td> </tr> </table>	0月につき 400単位数加算	(-) 経口維持加算 ㉔①	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	(-) 経口維持加算 ㉔②	(-) 経口維持加算 ㉔③		
0月につき 400単位数加算	(-) 経口維持加算 ㉔①		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。					
	(-) 経口維持加算 ㉔②							
	(-) 経口維持加算 ㉔③							
コ 口腔衛生管理加算 ㉔②	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0月につき 90単位数加算</td> <td>(-) 口腔衛生管理加算 ㉔①</td> <td rowspan="2">注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、人前者に対し、口腔ケアを1回2回以上行った。当該人前者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</td> </tr> <tr> <td>(-) 口腔衛生管理加算 ㉔②</td> </tr> </table>	0月につき 90単位数加算	(-) 口腔衛生管理加算 ㉔①	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、人前者に対し、口腔ケアを1回2回以上行った。当該人前者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	(-) 口腔衛生管理加算 ㉔②			
0月につき 90単位数加算	(-) 口腔衛生管理加算 ㉔①		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、人前者に対し、口腔ケアを1回2回以上行った。当該人前者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合					
	(-) 口腔衛生管理加算 ㉔②							
ク 療養加算	【回につき 60単位数加算 0日に3回名額度】							
シ 在宅復帰支援機能加算 ㉔②	【日につき 100単位数加算】							
ソ 特別診療費 ㉔②								
ツ 緊急時施設診療費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">【月に1回3日名額度にて、1日につき518単位数を算定】</td> <td>ア 緊急時治療管理</td> </tr> <tr> <td>イ 特定治療</td> </tr> </table>	【月に1回3日名額度にて、1日につき518単位数を算定】	ア 緊急時治療管理	イ 特定治療				
【月に1回3日名額度にて、1日につき518単位数を算定】	ア 緊急時治療管理							
	イ 特定治療							
ネ 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">【日につき 300単位数加算】</td> <td>(-) 認知症専門ケア加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>(-) 認知症専門ケア加算 ㉔②</td> </tr> </table>	【日につき 300単位数加算】	(-) 認知症専門ケア加算 ㉔①	(-) 認知症専門ケア加算 ㉔②				
【日につき 300単位数加算】	(-) 認知症専門ケア加算 ㉔①							
	(-) 認知症専門ケア加算 ㉔②							
ナ 認知症チームケア推進加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">【月につき 150単位数加算】</td> <td>(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔②</td> </tr> </table>	【月につき 150単位数加算】	(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔①	(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔②				
【月につき 150単位数加算】	(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔①							
	(-) 認知症チームケア推進加算 ㉔②							
ヌ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	0月につき7日に限り 1日につき200単位数加算							
ム 重度認知症医療連携体制加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">0月につき1400単位数加算</td> <td>(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔①</td> <td rowspan="4">注 要介護1・2 0日につき1400単位数加算 要介護3・4・5 0日につき400単位数加算</td> </tr> <tr> <td>(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔②</td> </tr> <tr> <td>(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔③</td> </tr> <tr> <td>(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔④</td> </tr> </table>	0月につき1400単位数加算	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔①	注 要介護1・2 0日につき1400単位数加算 要介護3・4・5 0日につき400単位数加算	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔②	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔③	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔④	
0月につき1400単位数加算	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔①		注 要介護1・2 0日につき1400単位数加算 要介護3・4・5 0日につき400単位数加算					
	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔②							
	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔③							
	(-) 重度認知症医療連携体制加算 ㉔④							
ウ 排せつ支援加算 ㉔②	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">0月につき 100単位数加算</td> <td>㉑ 排せつ支援加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>㉒ 排せつ支援加算 ㉔②</td> </tr> <tr> <td>㉓ 排せつ支援加算 ㉔③</td> </tr> </table>	0月につき 100単位数加算	㉑ 排せつ支援加算 ㉔①	㉒ 排せつ支援加算 ㉔②	㉓ 排せつ支援加算 ㉔③			
0月につき 100単位数加算	㉑ 排せつ支援加算 ㉔①							
	㉒ 排せつ支援加算 ㉔②							
	㉓ 排せつ支援加算 ㉔③							
モ 自立支援促進加算 ㉔②	0月につき 280単位数加算							
ノ 科学的介護推進体制加算 ㉔②	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0月につき 400単位数加算</td> <td>㉑ 科学的介護推進体制加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>㉒ 科学的介護推進体制加算 ㉔②</td> </tr> </table>	0月につき 400単位数加算	㉑ 科学的介護推進体制加算 ㉔①	㉒ 科学的介護推進体制加算 ㉔②				
0月につき 400単位数加算	㉑ 科学的介護推進体制加算 ㉔①							
	㉒ 科学的介護推進体制加算 ㉔②							
ヤ 安全対策体制加算 ㉔②	【人前者1人につき1回名額度として200単位数を算定】							
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0月につき 100単位数加算</td> <td>㉑ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>㉒ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔②</td> </tr> </table>	0月につき 100単位数加算	㉑ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔①	㉒ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔②				
0月につき 100単位数加算	㉑ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔①							
	㉒ 高齢者施設等感染対策向上加算 ㉔②							
ヤ 新興感染症等施設診療費	0月に1回、連続する3回名額度として 2400単位数を算定							
マ 生産性向上推進体制加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0月につき 100単位数加算</td> <td>㉑ 生産性向上推進体制加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>㉒ 生産性向上推進体制加算 ㉔②</td> </tr> </table>	0月につき 100単位数加算	㉑ 生産性向上推進体制加算 ㉔①	㉒ 生産性向上推進体制加算 ㉔②				
0月につき 100単位数加算	㉑ 生産性向上推進体制加算 ㉔①							
	㉒ 生産性向上推進体制加算 ㉔②							
ケ サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">0日につき 280単位数加算</td> <td>(-) サービス提供体制強化加算 ㉔①</td> </tr> <tr> <td>(-) サービス提供体制強化加算 ㉔②</td> </tr> <tr> <td>(-) サービス提供体制強化加算 ㉔③</td> </tr> </table>	0日につき 280単位数加算	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔①	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔②	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔③			
0日につき 280単位数加算	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔①							
	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔②							
	(-) サービス提供体制強化加算 ㉔③							
イ 介護職員等処遇改善加算 ㉔①	【日につき 410単位数(41/1000)】							
ロ 介護職員等処遇改善加算 ㉔②	【日につき 400単位数(40/1000)】							
ハ 介護職員等処遇改善加算 ㉔③	【日につき 390単位数(39/1000)】							
ニ 介護職員等処遇改善加算 ㉔④	【日につき 380単位数(38/1000)】							
ヒ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑤	【日につき 370単位数(37/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑥	【日につき 360単位数(36/1000)】							
ホ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑦	【日につき 350単位数(35/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑧	【日につき 340単位数(34/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑨	【日につき 330単位数(33/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑩	【日につき 320単位数(32/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑪	【日につき 310単位数(31/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑫	【日につき 300単位数(30/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑬	【日につき 290単位数(29/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑭	【日につき 280単位数(28/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑮	【日につき 270単位数(27/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑯	【日につき 260単位数(26/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑰	【日につき 250単位数(25/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑱	【日につき 240単位数(24/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑲	【日につき 230単位数(23/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔⑳	【日につき 220単位数(22/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉑	【日につき 210単位数(21/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉒	【日につき 200単位数(20/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉓	【日につき 190単位数(19/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉔	【日につき 180単位数(18/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉕	【日につき 170単位数(17/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉖	【日につき 160単位数(16/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉗	【日につき 150単位数(15/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉘	【日につき 140単位数(14/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉙	【日につき 130単位数(13/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉚	【日につき 120単位数(12/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉛	【日につき 110単位数(11/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉜	【日につき 100単位数(10/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉝	【日につき 90単位数(9/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉞	【日につき 80単位数(8/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㉟	【日につき 70単位数(7/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊱	【日につき 60単位数(6/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊲	【日につき 50単位数(5/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊳	【日につき 40単位数(4/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊴	【日につき 30単位数(3/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊵	【日につき 20単位数(2/1000)】							
ヘ 介護職員等処遇改善加算 ㉔㊶	【日につき 10単位数(1/1000)】							

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、㉔②を適用しない。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 ㉔①については、令和7年3月31日までの期間適用。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

 :令和6年6月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防訪問入浴介護費
  - 2 介護予防訪問看護費
  - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
  - 4 介護予防居宅療養管理指導費
  - 5 介護予防通所リハビリテーション費
  - 6 介護予防短期入所生活介護費
  - 7 介護予防短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
    - ニ 削除)
    - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
  - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
  - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
  - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (0回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (0月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算								
	① 認知症専門ケア加算 (I) (0日につき +3単位)							
	② 認知症専門ケア加算 (II) (0日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算								
	① サービス提供体制強化加算 (I) (0回につき +44単位)							
	② サービス提供体制強化加算 (II) (0回につき +36単位)							
	③ サービス提供体制強化加算 (III) (0回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算								
	① 介護職員等処遇改善加算 (I) (月につき +所定単位数×100/1000)							
	② 介護職員等処遇改善加算 (II) (月につき +所定単位数×94/1000)							
	③ 介護職員等処遇改善加算 (III) (月につき +所定単位数×79/1000)							
	④ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (月につき +所定単位数×63/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (I) (月につき +所定単位数×89/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (II) (月につき +所定単位数×84/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (III) (月につき +所定単位数×83/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (IV) (月につき +所定単位数×78/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (V) (月につき +所定単位数×73/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (VI) (月につき +所定単位数×67/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (VII) (月につき +所定単位数×65/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (VIII) (月につき +所定単位数×68/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (IX) (月につき +所定単位数×59/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (X) (月につき +所定単位数×54/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (XI) (月につき +所定単位数×52/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (XII) (月につき +所定単位数×48/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (XIII) (月につき +所定単位数×44/1000)							
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) (XIV) (月につき +所定単位数×33/1000)							

注：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算 (V) については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

### 2 介護予防訪問看護費

基本部分		正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正			
基本部分		標準看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合			
イ 指定介護予防訪問看護センターの場合	① 25分未満 ※20分以上、20分以下の看護時間又は看護単位による訪問を行った場合計算可能	× 90 / 100	100 / 100	100 / 100	見舞いなし等の場合又は見舞いありの場合	見舞いなし等の場合 ① + 25 / 100	見舞いなし等の場合 ② + 20 / 100	見舞いなし等の場合 ③ + 15 / 100	事業所等1-1建物 の利用者又はこれら以外の事業所等1-2利用者 利用者20人以上以上サービス交付の場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月に2回 + 23単位	1月に2回 + 57単位	利用時間1日以上の介護予防訪問看護を受けた場合		
	② 30分未満																
	③ 30分以上、39分未満																
	④ 39分以上、49分未満																
ロ 病院又は診療所の場合	① 25分未満 ※20分以上、20分以下の看護時間又は看護単位による訪問を行った場合計算可能	× 90 / 100	100 / 100	100 / 100	見舞いなし等の場合又は見舞いありの場合	見舞いなし等の場合 ① + 25 / 100	見舞いなし等の場合 ② + 20 / 100	見舞いなし等の場合 ③ + 15 / 100	事業所等1-1建物 の利用者又はこれら以外の事業所等1-2利用者 利用者20人以上以上サービス交付の場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月に2回 + 23単位	1月に2回 + 31単位	利用時間1日以上の介護予防訪問看護を受けた場合		
	② 30分未満																
	③ 30分以上、39分未満																
	④ 39分以上、49分未満																
ハ 初回加算		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100		100 / 100 100 / 100			
ニ 遠隔時共同看護加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	
ホ 看護体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	
ヘ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	
ヘ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	
ヘ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	

※ 特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における福祉事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、難病等介護予防訪問看護加算、難病等介護予防サービス提供体制強化加算、支援型訪問看護の対象外の指定項目  
 ※ 事業所等1-1建物又はこれら以外の事業所等1-2建物の利用者20人以上以上サービス交付の場合、当該施設標準単位の数を算入  
 ※ 1月に2回の訪問日数(1回15分)については、午前・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を決定できるものとする。

### 3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正				
基本部分		標準看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合	訪問看護センター等での訪問看護の場合				
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	100 / 100	100 / 100	100 / 100	見舞いなし等の場合	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	事業所等1-1建物 の利用者又はこれら以外の事業所等1-2利用者 利用者20人以上以上サービス交付の場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月に2回 + 200単位	利用時間1日以上の介護予防訪問看護を受けた場合			
	介護老人保健施設の場合																
	介護療養施設の場合																
ロ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100			
ヘ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	
ヘ サービス提供体制強化加算		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100		100 / 100	

※ 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における福祉事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、難病等介護予防訪問看護加算、難病等介護予防サービス提供体制強化加算、支援型訪問看護の対象外の指定項目  
 ※ 事業所等1-1建物又はこれら以外の事業所等1-2建物の利用者20人以上以上サービス交付の場合、当該施設標準単位の数を算入  
 ※ 1月に2回の訪問日数(1回15分)については、午前・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を決定できるものとする。





5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			利用者の数が利用定員を超える場合 又は 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護士、介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、 <b>算入をしない(要注)</b>	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、 <b>算入をしない(要注)</b>			
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (月につき)	病院又は診療所の場合	要支援 1							-376単位	-120単位			
		要支援 2	228						-752単位	-240単位			
	介護老人保健施設の場合	要支援 1	228	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき+562単位	1月につき+240単位	-376単位	-120単位
		要支援 2	228									-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援 1	228									-376単位	-120単位
		要支援 2	228									-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算													
ハ 栄養アセスメント加算													
ニ 栄養改善加算													
ホ 口腔栄養スクリーニング加算	① 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅰ (1回につき20単位を加算 6月に1回を限度)												
	② 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅱ (1回につき5単位を加算 6月に1回を限度)												
ヘ 口腔機能向上加算	① 口腔機能向上加算 Ⅰ												
	② 口腔機能向上加算 Ⅱ												
ト 一体的サービス提供加算													
チ 科学的介護推進体制加算													
リ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 Ⅰ	要支援 1 0月につき88単位を加算 要支援 2 0月につき176単位を加算											
	② サービス提供体制強化加算 Ⅱ	要支援 1 0月につき72単位を加算 要支援 2 0月につき144単位を加算											
	③ サービス提供体制強化加算 Ⅲ	要支援 1 0月につき48単位を加算 要支援 2 0月につき96単位を加算											
ヌ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ												
	② 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ												
	③ 介護職員等処遇改善加算 Ⅲ												
	④ 介護職員等処遇改善加算 Ⅳ												
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 Ⅴ												
	⑥ 介護職員等処遇改善加算 Ⅵ												
	⑦ 介護職員等処遇改善加算 Ⅶ												
	⑧ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑨ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑩ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑪ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑫ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑬ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑭ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑮ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑯ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑰ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑱ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑲ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	⑳ 介護職員等処遇改善加算 Ⅷ												
	注			所定単位は、( )から( )までにより算出した単位数の合計									
	： 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
	※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行って、当該場合には、令和7年3月31日までの適用はしない。												
	※ 介護職員等処遇改善加算 Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。												

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 【日につき】	① 単独型介護予防短期入所生活介護費	イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (479 単位)	442単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×97/100	1日につき +13単位	1日につき +10単位	1日につき +20単位	1日につき +56単位	1日につき +120単位	1日につき +120単位
		ロ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (596 単位)	548単位														
	ハ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (451 単位)	442単位															
	ニ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (561 単位)	548単位															
ロ ニュートン型介護予防短期入所生活介護費 【日につき】	① 単独型介護予防短期入所生活介護費	イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×97/100	1日につき +13単位	1日につき +10単位	1日につき +20単位	1日につき +56単位	1日につき +120単位	1日につき +120単位
		ロ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (681 単位)	623単位														
	ハ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (561 単位)	503単位															
	ニ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (681 単位)	623単位															
② 併設型介護予防短期入所生活介護費	イ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)	要支援1 (529 単位)	503単位															
	ロ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (636 単位)	623単位															
	ハ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅲ)	要支援1 (529 単位)	503単位															
	ニ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅳ)	要支援2 (636 単位)	623単位															

ハ 口腔連携強化加算	0日につき +50単位 (0月に10名加算)
ニ 栄養食加算	1日につき 8単位を加算 (1日に3名加算)
ホ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき 3単位を加算 ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 0日につき 4単位を加算
ヘ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 0月につき 100単位を加算 ② 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 0月につき 10単位を加算
ト サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 0日につき 2単位を加算 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 0日につき 18単位を加算 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 0日につき 6単位を加算

① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき +所定単位数×140/100	※ 所定単位数は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算出に用いる。
② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき +所定単位数×130/100	
③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき +所定単位数×114/100	
④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1日につき +所定単位数×90/100	
⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	1日につき +所定単位数×124/100	
⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	1日につき +所定単位数×117/100	
⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	1日につき +所定単位数×120/100	
⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +所定単位数×113/100	
⑨ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	1日につき +所定単位数×110/100	
⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)	1日につき +所定単位数×97/100	
⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)	1日につき +所定単位数×90/100	
⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅺ)	1日につき +所定単位数×97/100	
⑬ 介護職員処遇改善加算(Ⅻ)	1日につき +所定単位数×86/100	
⑭ 介護職員処遇改善加算(Ⅼ)	1日につき +所定単位数×74/100	
⑮ 介護職員処遇改善加算(Ⅽ)	1日につき +所定単位数×74/100	
⑯ 介護職員処遇改善加算(Ⅾ)	1日につき +所定単位数×70/100	
⑰ 介護職員処遇改善加算(Ⅿ)	1日につき +所定単位数×63/100	
⑱ 介護職員処遇改善加算(Ⅿ)	1日につき +所定単位数×47/100	

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のため方針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までが適用可能。





ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
① 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (0日につき)	(-) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位) 要支援2 ( 666 単位)	× 70 / 100																					
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位) 要支援2 ( 693 単位)																						
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (II) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位) 要支援2 ( 684 単位)																						
		d 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <多床室>	要支援1 ( 589 単位) 要支援2 ( 747 単位)																						
		e 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 623 単位) 要支援2 ( 780 単位)																						
		f 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 612 単位) 要支援2 ( 769 単位)																						
	(C) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (II) 看護・介護 <3:1>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位) 要支援2 ( 588 単位)																						
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 ( 537 単位) 要支援2 ( 678 単位)																						
		② ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (0日につき)	(-) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>											要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)	× 97 / 100										
			(C) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>											要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)											
			(E) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>											要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)											
			四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (I) <ユニット型個室的多床室>											要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)											
五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)																								
六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)																								
③ 口腔連携強化加算 (0回につき +50単位 0月に1回を限度)																									
④ 療養食加算 (回につき 8単位を1日に3回を限度)																									
⑤ 認知症専門ケア加算	(-) 認知症専門ケア加算 (I) (日につき 3単位を加算)																								
	(C) 認知症専門ケア加算 (II) (日につき 4単位を加算)																								
⑥ 特定診療費																									
⑦ 生産性向上推進体制加算	(-) 生産性向上推進体制加算 (I) (0月につき 10単位を加算)																								
	(C) 生産性向上推進体制加算 (II) (0月につき 10単位を加算)																								
⑧ サービス提供体制強化加算	(-) サービス提供体制強化加算 (I) (0日につき 22単位を加算)																								
	(C) サービス提供体制強化加算 (II) (0日につき 18単位を加算)																								
	(E) サービス提供体制強化加算 (III) (0日につき 6単位を加算)																								
⑨ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I) (月につき + 所定単位数 × 51 / 1000)			注 所定単位数は、(I)から(8)までにより算定した単位数の合計																					
	(C) 介護職員等処遇改善加算 (II) (月につき + 所定単位数 × 47 / 1000)																								
	(E) 介護職員等処遇改善加算 (III) (月につき + 所定単位数 × 36 / 1000)																								
	(H) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)																								
	a 介護職員等処遇改善加算 (V) (I) (月につき + 所定単位数 × 46 / 1000)																								
	b 介護職員等処遇改善加算 (V) (II) (月につき + 所定単位数 × 44 / 1000)																								
	c 介護職員等処遇改善加算 (V) (III) (月につき + 所定単位数 × 42 / 1000)																								
	d 介護職員等処遇改善加算 (V) (IV) (月につき + 所定単位数 × 40 / 1000)																								
	e 介護職員等処遇改善加算 (V) (V) (月につき + 所定単位数 × 39 / 1000)																								
	f 介護職員等処遇改善加算 (V) (VI) (月につき + 所定単位数 × 35 / 1000)																								
	g 介護職員等処遇改善加算 (V) (VII) (月につき + 所定単位数 × 35 / 1000)																								
	h 介護職員等処遇改善加算 (V) (VIII) (月につき + 所定単位数 × 31 / 1000)																								
	i 介護職員等処遇改善加算 (V) (IX) (月につき + 所定単位数 × 31 / 1000)																								
	j 介護職員等処遇改善加算 (V) (X) (月につき + 所定単位数 × 30 / 1000)																								
	k 介護職員等処遇改善加算 (V) (XI) (月につき + 所定単位数 × 24 / 1000)																								
	l 介護職員等処遇改善加算 (V) (XII) (月につき + 所定単位数 × 26 / 1000)																								
	m 介護職員等処遇改善加算 (V) (XIII) (月につき + 所定単位数 × 20 / 1000)																								
	n 介護職員等処遇改善加算 (V) (XIV) (月につき + 所定単位数 × 15 / 1000)																								
	注 特定診療費、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																								

※ 身体拘束未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。







Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (月につき)	①介護予防支援費 (Ⅰ) 地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1/100	- 1/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
	②介護予防支援費 (Ⅱ) 指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 イ ①を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

 :令和6年6月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 定期巡回 随時対応型訪問介護看護費
  - 2 夜間対応型訪問介護費
  - 2-2 地域密着型通所介護費
  - 3 認知症対応型通所介護費
  - 4 小規模多機能型居宅介護費
  - 5 認知症対応型共同生活介護費
  - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
  - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 8 複合型サービス費
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
  - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		居宅介護支援サービス提供が行われる場合	高齢者割合が10%未満の場合	業務継続計画未策定	場所サービス利用回数の調整（日につき）	特別地域定住者の利用サービスに該当する場合	特別地域定住者の利用サービスに該当する場合	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供	中山間地域等におけるサービス提供		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1) (1月につき)	① 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100																
		要介護2 (9,720 単位)																		- 62単位	
		要介護3 (16,140 単位)																		- 111単位	
		要介護4 (20,417 単位)																		- 184単位	
		要介護5 (24,692 単位)																		- 239単位	
	② 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)																		- 281単位	
		要介護2 (12,413 単位)																		- 91単位	
		要介護3 (18,948 単位)																		- 141単位	
		要介護4 (23,358 単位)																		- 216単位	
		要介護5 (28,208 単位)																		- 269単位	
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(2) (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100																	
	要介護2 (9,720 単位)																				- 62単位
	要介護3 (16,140 単位)																				- 111単位
	要介護4 (20,417 単位)																				- 184単位
	要介護5 (24,692 単位)																				- 239単位
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(3) (1月につき)	基本夜間訪問サービス費	0月につき 999単位	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100																
	定期巡回サービス費	0月につき 372単位																			
	随時訪問サービス費(1)	0日につき 567単位																			
	随時訪問サービス費(2)	0日につき 764単位																			
ニ 初期加算 (仮又は決定する場合はのみ算定)	0日につき + 30単位																				
ホ 随時対応型訪問介護看護事業所等において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (仮又は決定する場合はのみ算定)	0日につき + 600単位																				
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (仮又は決定する場合はのみ算定)	0月につき 800単位を加算)																				
ト 生活機能向上連携加算 (仮又は決定する場合はのみ算定)	0月につき + 100単位																				
チ 認知症専門ケア加算	0月につき + 90単位																				
リ 介護連携強化加算 (仮又は決定する場合はのみ算定)	0日につき + 50単位 (0月に非時差加算)																				
ニ サービス提供体制強化加算	0月につき + 750単位																				
ホ サービス提供体制強化加算	0月につき + 640単位																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0月につき + 350単位																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 22単位																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 18単位																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 6単位																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 245 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 224 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 182 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 145 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 291 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 206 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 200 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 187 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 184 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 183 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 178 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 173 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 173 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 172 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 172 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 171 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 171 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 166 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 165 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 165 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
チ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
リ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ニ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ホ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ヘ サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				
ト サービス提供体制強化加算	0日につき + 162 / 1000																				

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	24時間通報対応加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域夜間対応型訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1/100	- 1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II) (1月につき 2,702単位)									
ハ 認知症専門ケア加算	① イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-)認知症専門ケア加算 (I) (1日につき + 3単位)							
		(C)認知症専門ケア加算 (II) (1日につき + 4単位)							
	② ロを算定する場合	(-)認知症専門ケア加算 (I) (1月につき + 90単位)							
		(C)認知症専門ケア加算 (II) (1月につき + 120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	① イを算定する場合 基本夜間対応型訪問介護費を除く	(-)サービス提供体制強化加算 (I) (1回につき + 22単位)							
		(C)サービス提供体制強化加算 (II) (1回につき + 18単位)							
		(E)サービス提供体制強化加算 (III) (1回につき + 6単位)							
	② ロを算定する場合	(-)サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき + 154単位)							
		(C)サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき + 126単位)							
		(E)サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき + 42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 245/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	② 介護職員等処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 224/1000)								
	③ 介護職員等処遇改善加算 (III) (1月につき + 所定単位 × 182/1000)								
	④ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1月につき + 所定単位 × 145/1000)								
	(-)介護職員等処遇改善加算 (V) ①	(1月につき + 所定単位 × 221/1000)							
		(C)介護職員等処遇改善加算 (V) ② (1月につき + 所定単位 × 208/1000)							
		(E)介護職員等処遇改善加算 (V) ③ (1月につき + 所定単位 × 200/1000)							
		(四)介護職員等処遇改善加算 (V) ④ (1月につき + 所定単位 × 187/1000)							
		(五)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑤ (1月につき + 所定単位 × 184/1000)							
		(六)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑥ (1月につき + 所定単位 × 163/1000)							
		(七)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑦ (1月につき + 所定単位 × 163/1000)							
		(八)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑧ (1月につき + 所定単位 × 158/1000)							
		(九)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑨ (1月につき + 所定単位 × 142/1000)							
		(十)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑩ (1月につき + 所定単位 × 139/1000)							
		(十一)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑪① (1月につき + 所定単位 × 121/1000)							
		(十二)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑪② (1月につき + 所定単位 × 118/1000)							
	(十三)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑪③ (1月につき + 所定単位 × 100/1000)								
	(十四)介護職員等処遇改善加算 (V) ⑪④ (1月につき + 所定単位 × 76/1000)								

： 特別地域夜間対応型訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が増減する場合は	従業員数の増減が単に異なる場合は	身体拘束発生未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1日につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	× 70/100	× 70/100	-1/100	-1/100	-1/100	× 70/100	+ 15/100	+ 5/100
		要介護2 ( 15,370 単位)								
		要介護3 ( 22,359 単位)								
		要介護4 ( 24,677 単位)								
		要介護5 ( 27,209 単位)								
	② 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,423 単位)	× 70/100	× 70/100	-1/100	-1/100	-1/100	× 70/100	+ 15/100	+ 5/100
		要介護2 ( 13,849 単位)								
		要介護3 ( 20,144 単位)								
		要介護4 ( 22,233 単位)								
		要介護5 ( 24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)									
	要介護2 ( 640 単位)									
	要介護3 ( 709 単位)									
	要介護4 ( 777 単位)									
	要介護5 ( 843 単位)									
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定) (日につき 30単位を加算)										
ニ 認知症加算 (を算定する場合のみ算定)	① 認知症加算 0)	0月につき 920単位を加算								
	② 認知症加算 Ⅱ)	0月につき 890単位を加算								
	③ 認知症加算 Ⅲ)	0月につき 760単位を加算								
	④ 認知症加算 Ⅳ)	0月につき 460単位を加算								
ホ 認知症行動・心理状態急変対応加算 (を算定する場合のみ算定) (日につき 200単位を加算 (日別を別掲))										
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定) (月につき 800単位を加算)										
ト 看護職員配置加算 (を算定する場合のみ算定)	① 看護職員配置加算 Ⅰ)	0月につき 900単位を加算								
	② 看護職員配置加算 Ⅱ)	0月につき 700単位を加算								
	③ 看護職員配置加算 Ⅲ)	0月につき 480単位を加算								
チ 看取り連携体制加算 (を算定する場合のみ算定) (日につき 64単位を加算)										
リ 防府体制強化加算 (を算定する場合のみ算定) (月につき 1,000単位を加算)										
ハ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)	① 総合マネジメント体制強化加算 Ⅰ)	0月につき 1,200単位を加算								
	② 総合マネジメント体制強化加算 Ⅱ)	0月につき 800単位を加算								
ニ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 Ⅰ)	0月につき + 100単位								
	② 生活機能向上連携加算 Ⅱ)	0月につき + 200単位								
フ 上院(栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定) (日につき 20単位を加算 (日別に別掲))										
ア 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定) (月につき 40単位を加算)										
カ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 Ⅰ)	0月につき 100単位を加算								
	② 生産性向上推進体制加算 Ⅱ)	0月につき 100単位を加算								
ヨ サービス提供体制強化加算	① イを算定している場合	(イ) サービス提供体制強化加算 Ⅰ)	0月につき 750単位を加算							
		(ロ) サービス提供体制強化加算 Ⅱ)	0月につき 640単位を加算							
	② ロを算定している場合	(イ) サービス提供体制強化加算 Ⅰ)	0月につき 350単位を加算							
		(ロ) サービス提供体制強化加算 Ⅱ)	0月につき 210単位を加算							
ホ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ)	1) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-1)	0月につき + 定率単位 × 140/1,000							
		2) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-2)	0月につき + 定率単位 × 140/1,000							
		3) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-3)	0月につき + 定率単位 × 140/1,000							
		4) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-4)	0月につき + 定率単位 × 100/1,000							
		5) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-5)	0月につき + 定率単位 × 100/1,000							
		6) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-6)	0月につき + 定率単位 × 121/1,000							
		7) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-7)	0月につき + 定率単位 × 120/1,000							
		8) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-8)	0月につき + 定率単位 × 120/1,000							
		9) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-9)	0月につき + 定率単位 × 104/1,000							
		10) 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ-10)	0月につき + 定率単位 × 100/1,000							
	② 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ)	1) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-1)	0月につき + 定率単位 × 88/1,000							
		2) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-2)	0月につき + 定率単位 × 88/1,000							
		3) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-3)	0月につき + 定率単位 × 117/1,000							
		4) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-4)	0月につき + 定率単位 × 117/1,000							
		5) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-5)	0月につき + 定率単位 × 71/1,000							
		6) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-6)	0月につき + 定率単位 × 71/1,000							
		7) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-7)	0月につき + 定率単位 × 80/1,000							
		8) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-8)	0月につき + 定率単位 × 80/1,000							
		9) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-9)	0月につき + 定率単位 × 68/1,000							
		10) 介護職員等処遇改善加算 Ⅱ-10)	0月につき + 定率単位 × 73/1,000							
特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、防府体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算										

※ イロを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ①の単位数を算入  
 ※ 身体拘束発生未実施減算については令和7年4月1日から適用する  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			稼働を行っていない施設の場合	利用者の数が利用定員に満たない場合	介護従事者の数が定員に満たない場合	身体拘束禁止未実施	高齢者虐待防止措置未実施	業務継続計画未策定	電子記録簿の取扱いが2人以上の場合	夜間支援体制強化(1)	夜間支援体制強化(2)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (日につき)	① 認知症対応型共同生活介護費 (1)	要介護1 (785 単位)	× 97/100	× 70/100	× 70/100	- 10/100	- 1/100	- 3/100	1日につき - 50単位	1日につき + 29単位	1日につき + 29単位	1日につき + 120単位	
		要介護2 (801 単位)											
		要介護3 (824 単位)											
		要介護4 (841 単位)											
		要介護5 (859 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (日につき)	① 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1)	要介護1 (753 単位)	× 97/100	× 70/100	× 70/100	- 1/100	- 1/100	- 3/100	1日につき - 50単位	1日につき + 29単位	1日につき + 29単位	1日につき + 120単位	
		要介護2 (788 単位)											
		要介護3 (812 単位)											
		要介護4 (828 単位)											
		要介護5 (845 単位)											
	② 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (2)	要介護1 (753 単位)	× 97/100	× 70/100	× 70/100	- 1/100	- 1/100	- 3/100	1日につき - 50単位	1日につき + 29単位	1日につき + 29単位	1日につき + 120単位	
		要介護2 (788 単位)											
		要介護3 (812 単位)											
		要介護4 (828 単位)											
		要介護5 (845 単位)											
注 入居時費用			利用者が病院又は診療所への入院を申し渡した場合、1月に1回を限度として所定単位数に代えて日につき246単位を算定										
注 看護的認知症を算定する場合のみ算定)	① 死亡日以前31日以上45日以下	0日につき 7単位を加算											
	② 死亡日以前 46日以上30日以下	0日につき 14単位を加算											
	③ 死亡日以前 31日又は3日	0日につき 68単位を加算											
	④ 死亡日	0日につき 1,280単位を加算											
ハ 初期加算 (各算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算										
ニ 協力医療機関連携加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき 100単位を加算										
ホ 医療連携体制加算	① 医療連携体制加算 1 (イ)	0日につき 57単位を加算											
	② 医療連携体制加算 1 (ロ)	0日につき 47単位を加算											
	③ 医療連携体制加算 1 (ハ)	0日につき 37単位を加算											
	④ 医療連携体制加算 1 (ニ)	0日につき 27単位を加算											
ヘ 退院時情報提供加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき 250単位を加算										
ト 退院時相談援助加算 (各算定する場合のみ算定)			000単位を加算 利用者1人につき1回を限度)										
チ 認知症専門ケア加算 (各算定する場合のみ算定)	① 認知症専門ケア加算 (イ)	0日につき 3単位を加算											
	② 認知症専門ケア加算 (ロ)	0日につき 4単位を加算											
リ 認知症チームケア推進加算 (各算定する場合のみ算定)	① 認知症チームケア推進加算 (イ)	0日につき 150単位を加算											
	② 認知症チームケア推進加算 (ロ)	0日につき 120単位を加算											
ヌ 生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算 (イ)	0日につき 100単位を加算											
	② 生活機能向上連携加算 (ロ)	0日につき 200単位を加算											
ル 栄養管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき + 30単位を加算										
ヲ 口腔衛生管理体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき 30単位を加算										
テ 口腔栄養スクリーニング加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき 20単位を加算 (月に1回を限度)										
チ 科学的介護推進体制加算 (各算定する場合のみ算定)			0日につき 40単位を加算										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算 (イ)	0日につき 10単位を加算											
	② 高齢者施設等感染対策向上加算 (ロ)	0日につき 50単位を加算											
タ 新興感染症等施設稼働費			0月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 (イ)	0日につき 100単位を加算											
	② 生産性向上推進体制加算 (ロ)	0日につき 100単位を加算											
ソ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算 (イ)	0日につき 2単位を加算											
	② サービス提供体制強化加算 (ロ)	0日につき 180単位を加算											
	③ サービス提供体制強化加算 (ハ)	0日につき 6単位を加算											
ツ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算 (イ)	0日につき 1,100単位を加算											
	② 介護職員等処遇改善加算 (ロ)	0日につき 1,100単位を加算											
	③ 介護職員等処遇改善加算 (ハ)	0日につき 1,100単位を加算											
	④ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑤ 介護職員等処遇改善加算 (ホ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑥ 介護職員等処遇改善加算 (ヘ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑦ 介護職員等処遇改善加算 (ト)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑧ 介護職員等処遇改善加算 (チ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑨ 介護職員等処遇改善加算 (リ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑩ 介護職員等処遇改善加算 (ニ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑪ 介護職員等処遇改善加算 (ホ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑫ 介護職員等処遇改善加算 (ヘ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑬ 介護職員等処遇改善加算 (ト)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑭ 介護職員等処遇改善加算 (チ)	0日につき 1,100単位を加算											
	⑮ 介護職員等処遇改善加算 (リ)	0日につき 1,100単位を加算											

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に該当する場合は、歯科医師及び指導者を月1回以上行っている場合

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、15を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び患者の転入の防止のための施設等の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで期間適用する。







8 複合型サービス費

基本部分	登録者数が登録定員を超える場合		従業者の人数が基準に満たない場合		身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	最少サービスに対する減算	サービス体制未整備減算	特別地域若狭小規模多機能型居宅介護	中山間地域等における小規模事業所減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供減算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の慢性機能等による生活機能の劣化が認められる場合の減算(1月につき)	特別の病状により劇的に生活機能の劣化が認められる場合の減算(1月につき)
	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に対して行われる場合 要介護1 ( 17,415 単位) 要介護2 ( 24,481 単位) 要介護3 ( 27,796 単位) 要介護4 ( 31,099 単位) 要介護5 ( 15,691 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	- 92.5 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 1.85 単位 - 2.91 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 1.85 単位 - 2.91 単位	- 92.5 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 1.85 単位 - 2.91 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 92.5 単位 - 1.85 単位 - 2.91 単位	- 30 単位 - 30 単位 - 30 単位 - 60 単位 - 95 単位 - 30 単位 - 30 単位 - 30 単位 - 60 単位 - 60 単位	
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 571 単位) 要介護2 ( 638 単位) 要介護3 ( 706 単位) 要介護4 ( 773 単位) 要介護5 ( 839 単位)														
ア 初期加算(を算定する場合のみ算定)	(1日につき 309 単位を加算)														
イ 認知症加算(を算定する場合のみ算定)	① 認知症加算 Ⅰ	0月につき 92.9 単位を加算)													
	② 認知症加算 Ⅱ	0月につき 89.9 単位を加算)													
ロ 認知症加算 Ⅲ	0月につき 76.9 単位を加算)														
ハ 認知症加算 Ⅳ	0月につき 46.9 単位を加算)														
エ 認知症行動・心理状態対応加算(を算定する場合のみ算定)	(1日につき 209 単位を加算 2日を超えては加算しない)														
カ 若年性認知症利用者受入加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 809 単位を加算)														
キ 栄養マネジメント加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 59 単位を加算)														
ク 栄養改善加算(を算定する場合のみ算定)	(1日につき 209 単位を加算 0月につき2日を超えては加算しない)														
リ 口腔栄養スクリーニング加算(を算定する場合のみ算定)	① 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅰ	0月につき 2 単位を加算 初日に1回を限度)													
	② 口腔栄養スクリーニング加算 Ⅱ	0月につき 3 単位を加算 初日に1回を限度)													
ロ 口腔機能向上加算(を算定する場合のみ算定)	① 口腔機能向上加算 Ⅰ	0月につき + 15 単位 (1日2回を限度)													
② 口腔機能向上加算 Ⅱ	0月につき + 16 単位 (1日2回を限度)														
ハ 認知症予防加算(を算定する場合のみ算定)	(1日につき 60.9 単位を加算)														
ニ 緊急対応加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 77.4 単位を加算)														
ヘ 特別管理加算(を算定する場合のみ算定)	① 特別管理加算 Ⅰ	0月につき 509 単位を加算)													
	② 特別管理加算 Ⅱ	0月につき 259 単位を加算)													
ヘ 専門管理加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 259 単位を加算)														
ヘ ターミナルケア加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,509 単位を加算)														
ヘ 訪問看護体制減算加算(を算定する場合のみ算定)	0.509 単位を加算)														
ヘ 看護体制強化加算(を算定する場合のみ算定)	① 看護体制強化加算 Ⅰ	0月につき 3,009 単位を加算)													
	② 看護体制強化加算 Ⅱ	0月につき 2,509 単位を加算)													
ヘ 訪問看護体制強化加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,009 単位を加算)														
ヘ 総合マネジメント体制強化加算(を算定する場合のみ算定)	① 総合マネジメント体制強化加算 Ⅰ	(1月につき 1,209 単位を加算)													
② 総合マネジメント体制強化加算 Ⅱ	(1月につき 809 単位を加算)														
ヘ 高齢マネジメント加算(を算定する場合のみ算定)	① 高齢マネジメント加算 Ⅰ	0月につき 3 単位を加算)													
② 高齢マネジメント加算 Ⅱ	0月につき 1.9 単位を加算)														
ヘ 排せつ支援加算(を算定する場合のみ算定)	① 排せつ支援加算 Ⅰ	0月につき 19 単位を加算)													
② 排せつ支援加算 Ⅱ	0月につき 1.9 単位を加算)														
③ 排せつ支援加算 Ⅲ	0月につき 2.9 単位を加算)														
ヘ 科学的介護推進体制加算(を算定する場合のみ算定)	(1月につき 49 単位を加算)														
ヘ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 Ⅰ	0月につき 109 単位を加算)													
	② 生産性向上推進体制加算 Ⅱ	0月につき 19 単位を加算)													
ヘ サービス提供体制強化加算	① ①を算定し、(ア) サービス提供体制強化加算 Ⅰ	0月につき 75.9 単位を加算)													
	② ②を算定し、(ア) サービス提供体制強化加算 Ⅰ	0月につき 6.9 単位を加算)													
③ ③を算定し、(ア) サービス提供体制強化加算 Ⅰ	0月につき 3.9 単位を加算)														
④ ④を算定し、(ア) サービス提供体制強化加算 Ⅰ	0月につき 2.9 単位を加算)														
⑤ ⑤を算定し、(ア) サービス提供体制強化加算 Ⅰ	0月につき 1.9 単位を加算)														

特別地域若狭小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、ターミナルケア加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、

※ イ ②を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ ①の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務継続計画未策定減算については、緊急時の対応及び非常災害に関する具体計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 訪問看護体制強化加算については、令和7年3月31日まで適用する。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体的東渡止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	減少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	① 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位)									
	要支援2 ( 6,972 単位)										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	② 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	
	要支援2 ( 6,281 単位)									+5/100	
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (を算定する場合のみ算定)		【日につき 200単位を加算 (7日間を限度)】									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (を算定する場合のみ算定)		【月につき 450単位を加算】									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (を算定する場合のみ算定)		① 総合マネジメント体制強化加算 (I) 0月につき 1,200単位を加算 ② 総合マネジメント体制強化加算 (II) 0月につき 800単位を加算									
ト 生活機能向上連携加算		① 生活機能向上連携加算 (I) 0月につき +100単位 ② 生活機能向上連携加算 (II) 0月につき +200単位									
チ 口腔栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定)		0回につき 20単位を加算 (6月に1回を限度)									
リ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)		【月につき 40単位を加算】									
ヌ 生産性向上推進体制加算		① 生産性向上推進体制加算 (I) 0月につき 100単位を加算 ② 生産性向上推進体制加算 (II) 0月につき 10単位を加算									
ル サービス提供体制強化加算		① イを算定している場合 ② ロを算定している場合		(ア) サービス提供体制強化加算 (I) 0月につき 750単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (II) 0月につき 640単位を加算 (ロ) サービス提供体制強化加算 (III) 0月につき 350単位を加算 (ウ) サービス提供体制強化加算 (IV) 0日につき 2単位を加算 ② ロを算定している場合 (ア) サービス提供体制強化加算 (I) 0日につき 2単位を加算 (イ) サービス提供体制強化加算 (II) 0日につき 12単位を加算							
サ 介護職員等処遇改善加算		① 介護職員等処遇改善加算 (I) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ② 介護職員等処遇改善加算 (II) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ③ 介護職員等処遇改善加算 (III) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ④ 介護職員等処遇改善加算 (IV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑤ 介護職員等処遇改善加算 (V) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑥ 介護職員等処遇改善加算 (VI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑦ 介護職員等処遇改善加算 (VII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑧ 介護職員等処遇改善加算 (VIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑨ 介護職員等処遇改善加算 (IX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑩ 介護職員等処遇改善加算 (X) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑪ 介護職員等処遇改善加算 (XI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑫ 介護職員等処遇改善加算 (XII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑬ 介護職員等処遇改善加算 (XIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑭ 介護職員等処遇改善加算 (XIV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑮ 介護職員等処遇改善加算 (XV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑯ 介護職員等処遇改善加算 (XVI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑰ 介護職員等処遇改善加算 (XVII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑱ 介護職員等処遇改善加算 (XVIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑲ 介護職員等処遇改善加算 (XIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ⑳ 介護職員等処遇改善加算 (XX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉑ 介護職員等処遇改善加算 (XXI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉒ 介護職員等処遇改善加算 (XXII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉓ 介護職員等処遇改善加算 (XXIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉔ 介護職員等処遇改善加算 (XXIV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉕ 介護職員等処遇改善加算 (XXV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉖ 介護職員等処遇改善加算 (XXVI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉗ 介護職員等処遇改善加算 (XXVII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉘ 介護職員等処遇改善加算 (XXVIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉙ 介護職員等処遇改善加算 (XXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉚ 介護職員等処遇改善加算 (XXX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉛ 介護職員等処遇改善加算 (XXXI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉜ 介護職員等処遇改善加算 (XXXII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉝ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉞ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㉟ 介護職員等処遇改善加算 (XXXV) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊱ 介護職員等処遇改善加算 (XXXVI) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊲ 介護職員等処遇改善加算 (XXXVII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊳ 介護職員等処遇改善加算 (XXXVIII) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊴ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊵ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊶ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊷ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊸ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊹ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊺ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊻ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊼ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊽ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊾ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】 ㊿ 介護職員等処遇改善加算 (XXXIX) 【日につき 100単位を算定し、140,000円を限度とする】									

※ イ②を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ①の単位数を算入  
 ※ 身体的東渡止未実施減算については令和7年4月1日から適用する  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない  
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (X)については、令和7年3月31日までの間適用可能

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を7名以上の勤務人員標準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超過する場合は	介護従業者の人数が標準に満たない場合は	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の数をもとにする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761単位)	×97/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき-50単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(上限を限度)	1日につき+120単位
	② 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	① 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789単位)	×97/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき-50単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(上限を限度)	1日につき+120単位
	② 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777単位)										
注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算(を算定する場合のみ算定)		4日につき30単位を算定										
ニ 退院時情報提供加算(を算定する場合のみ算定)		250単位を算定										
ホ 退院時相談援助加算(を算定する場合のみ算定)		400単位を算定(利用者1人につき1回を限度)										
ヘ 認知症専門ケア加算(を算定する場合のみ算定)		① 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4日につき3単位を算定									
		② 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4日につき4単位を算定									
ト 認知症チームケア推進加算(を算定する場合のみ算定)		① 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	4月につき150単位を算定									
		② 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	4月につき120単位を算定									
チ 生活機能向上連携加算		① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	4月につき100単位を算定									
		② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	4月につき200単位を算定									
リ 栄養管理体制加算(を算定する場合のみ算定)		4月につき30単位を算定										
ヌ ロ 口腔衛生管理体制加算(を算定する場合のみ算定)		0月につき30単位を算定										
ル (口腔)栄養スクリーニング加算(を算定する場合のみ算定)		0回につき20単位を算定(6月に1回を限度)										
ヲ 科学的介護推進体制加算(を算定する場合のみ算定)		0月につき40単位を算定										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算		① 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	0月につき10単位を算定									
		② 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	0月につき5単位を算定									
カ 新興感染症等施設療養費		0月に1回、連続する3日を限度として240単位を算定										
ヨ 生産性向上推進体制加算		① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	0月につき100単位を算定									
		② 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	0月につき10単位を算定									
タ サービス提供体制強化加算		① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0日につき22単位を算定									
		② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0日につき18単位を算定									
		③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	0日につき6単位を算定									
リ 介護職員等処遇改善加算		① 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	4月につき(所定単位数×186/1000)									
		② 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	4月につき(所定単位数×178/1000)									
		③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	4月につき(所定単位数×155/1000)									
		④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	4月につき(所定単位数×125/1000)									
		⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	4月につき(所定単位数×163/1000)									
		⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	4月につき(所定単位数×156/1000)									
		⑦ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	4月につき(所定単位数×155/1000)									
		⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	4月につき(所定単位数×148/1000)									
		⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	4月につき(所定単位数×133/1000)									
		⑩ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	4月につき(所定単位数×125/1000)									
		⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	4月につき(所定単位数×120/1000)									
		⑫ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	4月につき(所定単位数×132/1000)									
		⑬ 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	4月につき(所定単位数×112/1000)									
		⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	4月につき(所定単位数×97/1000)									
		⑮ 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)	4月につき(所定単位数×102/1000)									
		⑯ 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)	4月につき(所定単位数×89/1000)									
		⑰ 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)	4月につき(所定単位数×89/1000)									
		⑱ 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)	4月につき(所定単位数×66/1000)									

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行う以上行っている場合

注 所定単位数は、①から⑱までを累算した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロ算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。